

令和8年7月7日
住宅局参事官（建築企画担当）付

「令和8年度 省エネ適合性判定に関する講習」開催のご案内！
～令和8年度からの省エネ基準引き上げ等に対応した充実の判定員養成講習～

令和7年度から戸建て住宅を含む全ての新築住宅・建築物について省エネ基準への適合義務が開始され、審査体制の充実が求められています。建築物省エネ法に基づく省エネ適合性判定に係る判定員の資格として必要な講習を開催します。

「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」（建築物省エネ法）に基づく、省エネ適合性判定[※]に関する登録講習を開催します。令和7年度から適合義務化した新築戸建住宅の外皮基準と一次エネルギー消費量基準や、令和8年度から引き上げた新築中規模非住宅建築物の省エネ基準に対応した講習内容となっています。

- 講義期間 2026年10月14日（水）～ 2026年10月27日（火）
- 修了審査日時 2026年10月29日（木）14:00～15:30
- 主催 一般財団法人 住宅・建築SDGs推進センター（登録講習機関）
- 受講資格 講習A（一級建築士等向け講習）：
①一級建築基準適合判定資格者検定に合格した者で、2年以上の実務経験を有する者、②一級建築士、③建築設備士
講習B（二級建築士等向け講習）：
①二級建築基準適合判定資格者検定に合格した者で、2年以上の実務経験を有する者、②二級建築士、③講習Aの受講資格者
講習C（木造建築士等向け講習）：
①木造建築士、②講習A又は講習Bの受講資格者
- 受講料 58,300円（消費税込）〈講習A～C共通〉
- 講習方式 オンライン方式（動画視聴及びパソコン画面から受験）
- 定員 講習A～C全体で900名〈講習A～Cごとの定員の定め無し〉
- 申込期間 2026年7月7日（火）14:00～2026年8月4日（火）14:00
- 申込方法 一般財団法人 住宅・建築SDGs推進センターのホームページで公開している講習案内書をご確認ください。

<https://www.ibecs.or.jp/tekihan/result.html>

※意匠図・設備図・省エネ計算書等からなる省エネ計画について、省エネ基準への適合を判定する制度

【講習に関する問い合わせ先】

一般財団法人 住宅・建築SDGs推進センター 建築省エネルギー部 適合性判定員講習係
電話：03-3222-6997 電子メール：hantei-koshu@ibecs.or.jp

【省エネ適合性判定に関する問い合わせ先】

住宅局参事官（建築企画担当）付 平山、乾
電話：03-5253-8111（内線 39-452）、03-5253-8126（直通）



「令和8年度 第1回 省エネ適合性判定に関する講習」 開催のご案内

一般財団法人住宅・建築SDGs推進センターでは、建築物省エネ法に基づく適合性判定員の要件付与を目的とした「登録講習」を開催いたします。

令和8年度からの中規模非住宅建築物の省エネ基準の引き上げに対応すると共に、住宅の外皮基準と一次エネルギー消費量基準の標準計算テキストを充実させた講習内容となっております。審査体制の強化に向けて、業務範囲^{※1}に応じて是非この機会にご参加ください。

※1 講習 A/一級建築士の業務範囲に係る建築物の適合性判定 講習 B/二級建築士の業務範囲に係る建築物の適合性判定
講習 C/木造建築士の業務範囲に係る建築物の適合性判定

受講資格

講習 A/以下の①～③のいずれかに該当する者。

- ① 一級建築基準適合判定資格者検定に合格した者で、2年以上の実務経験を有する者
- ② 一級建築士
- ③ 建築設備士

講習 B/以下の①～③のいずれかに該当する者。

- ① 二級建築基準適合判定資格者検定に合格した者で、2年以上の実務経験を有する者
- ② 二級建築士
- ③ 講習 Aの受講資格者

講習 C/以下の①～②のいずれかに該当する者。

- ① 木造建築士
- ② 講習 A又は講習 Bの受講資格者

講習内容 講義及び修了考査 / オンライン方式（動画視聴及びパソコン画面より受験）

講義視聴期間 2026年10月14日(水)～2026年10月27日(火) ^{※2・3}

修了考査日 2026年10月29日(木) 14:00～15:30の70分間 ^{※2・4}

※2 講習 A～C 共通（同日開催）

※3 任意の日時に受講（期間内において24時間、何度でも視聴可能）

※4 14:00～14:20までにログインし開始

定員 講習 A～C 全体で900名 <講習 A～C ごとの定員の定め無し>

受講料 58,300円（消費税込） <講習 A～C 共通>

申込受付期間 2026年7月7日（火）14:00～8月4日（火）14:00 ^{※5}

申込方法等 詳細は、当財団ホームページ^{※6}で公開の「講習案内書」をご確認ください。

※5 講習 A～C 共通（同期間で申込受付）

※6 <https://www.ibecs.or.jp/tekihan/result.html>



注) 講習 Bの修了者が講習 Aを改めて受講する場合、講習 Cの修了者が講習 A又は講習 Bを改めて受講する場合は、修了考査のみ受験（講義（動画視聴）を免除）することが可能です。詳細は、当財団ホームページをご確認ください。

問合せ先

一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター 建築省エネルギー部 適合性判定員講習係
電子メール: hantei-koshu@ibecs.or.jp 電話: 03-3222-6997